

医療タイムス

週刊医療界レポート

2014.9/1 No.2172

特集 第15回湘南在宅ケアセミナー

病院から在宅へ ナースの意識が変わると地域が変わる



タイムスインタビュー

**国民の健康を守る技術集団
多職種が結集し、地域医療構築を目指す**

日本医師会常任理事

釜 范 敏 氏

タイムスレポート

**高齢者の見守りと配達代行をミックス
「まごころ宅急便」がプラチナ大賞を受賞**

Top News

医療介護支援センターの設置を提案 日慢協・武久会長
院内がん登録結果発表 5大がん年齢別治療法も集計 国立がん研

冬の時代の診療所経営

開業医の看護師にも訪問看護を！



医療法人社団裕和会理事長
長尾クリニック(尼崎市)院長
長尾 和宏

訪問看護の重要性が年々高まっています。しかし介護保険制度以降、訪問看護制度が相当に煩雑化しています。地域包括ケアの推進を考えたとき、開業医の看護師を昼夜休みに、通院不能になった患者さんを診に行くことをもっと考えるべきではないでしょうか。日本医師会は、「午後から在宅」と謳っていますが、これは看護師にも言えるのではないでしょうか。さらに小規模病院の看護師にも適用してはどうかと思います。以下は、「在宅医療物語」などの著書がある、たんぽぽクリニックの永井康徳先生が書かれたQ&Aです。こんな複雑な制度を早急に整備することこそが、地域包括ケア推進の第1歩だと考えます。

Q1 当院の訪問看護は主としてステーションを利用していますが、患者によっては院内の看護師に訪問させています。その場合、自院の看護師を訪問させた場合算定可能ですか？

A1 まずは、対象患者が介護保険対象か医療保険対象かで違います。介護保険の場合は、ケアプランに盛り込まれれば、訪問看護ステーションであっても、医療機関からの訪問看護であっても回数制限はありません。①介護保険の認定を受けていない場合②厚生労働大臣の定める疾患などの場合③特別訪問看護指示の場合のみ医療保険対象となります。

医療保険対象の場合は、通常は週に3回、1日に1回、1カ所の訪問看護ステーションからしか医療保険の訪問看護は入れませんが、①厚生労働大臣の定める疾患など②厚生労働大臣の定める状態③特別訪問看護指示期間の場合は、週4回以上毎日でも訪問看護が入れ、1日に複数回の訪問看護が認められ、通常、2カ所か

らの訪問看護ステーションから訪問看護が入れます。

①厚生労働大臣の定める疾病など②厚生労働大臣の定める状態については、毎日の訪問看護が必要な場合は3カ所の訪問看護ステーションから訪問看護が入れます。上記は訪問看護ステーションからの訪問看護の制限ですが、医療保険の訪問看護の場合、医療機関からの訪問看護は上記の訪問看護ステーションの箇所数には入らず、別枠で利用できると思います。

Q2 当院はステーションを立ち上げていませんが介護保険利用の患者さんに自院の訪問看護は算定可能ですか。その場合は介護保険での算定になりますか。ケアマネジャーに連絡しなければなりませんか。

A2 医療機関は見なし指定の訪問看護事業所として届け出ていれば、医療機関の訪問看護を利用できます。介護保険の場合はケアマネジャーにプランを盛り込んでもらう必要があります。訪問看護は原則として、介護保険優先ですが、医療保険の訪問看護の対象となる場合は医療保険の訪問看護を利用できます。

以上のように訪問看護が医療保険か介護保険か、週に何回使えるかという命題だけでも、正確に理解できている人が全国に何人いるのでしょうか。恥ずかしながら私はやっぱりよく分かりません。